

N P O
特定非営利活動法人 歴史建築保存再生研究所 (RICH)
賛助会員募集要項

N P O
特定非営利活動法人 歴史建築保存再生研究所 (RICH: Research Institute of Cultural Heritage) は、学界・民間の専門家の知識と技術を結集し、歴史的建造物の保存活用に関する調査活動を遂行するとともに、歴史的建造物の保存活用活動に関心のある皆様に対して情報提供ならびに講演会、講習会などの啓蒙活動を実施して、社会に貢献することを目的として設立されました。

RICHの活動主旨に賛同される方、また関心のある方は、ぜひ会員となって活動を支えていただきたいと思えます。 平成 15 年 2 月設立、5 月特定非営利活動法人認証取得・法人登記

■賛助会員（団体）の特典

RICHの研究報告、活動レポートをEメール等で配信します。

RICHが主催する講演会、講習会、見学会に参加いただけます。

■入会申込み方法

入会を希望される場合は、別紙「会員規約」をご精読のうえ、「入会申込書」に必要事項をご記入頂き、事務局宛お送り下さい。

■年会費

賛助会員（団体） 一口 50,000 円 で 一口以上

■お問い合わせ

N P O
特定非営利活動法人 歴史建築保存再生研究所 (RICH)

事務局

〒135-8530 東京都江東区越中島 3-4-17 清水建設(株)技術研究所内

E-mail : rich_mail@npo-rich.jp

HP : <http://www.npo-rich.jp/>

N P O
特定非営利活動法人 歴史建築保存再生研究所

入会申込書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人歴史建築保存再生研究所
理事長 陣内 秀信 殿

会社・団体名

代表者名

印

貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

以上

連絡先	担当者氏名	
	所属／役職	
	住所	〒 -
	TEL	- -
	Eメール	
事務局からのご連絡 (いずれかに○をお付け下さい)		(郵送) / (Eメール)

申込書宛先: 〒135-8530 東京都江東区越中島 3-4-17

清水建設(株)技術研究所内

特定非営利活動法人 歴史建築保存再生研究所

事務局 宛

E-mail : rich_mail@npo-rich.jp

特定非営利活動法人歴史建築保存再生研究所 賛助会員規約

(会員規約)

第 1 条 特定非営利活動法人歴史建築保存再生研究所(以下、「本法人」という) への賛助会員としての入会について定めるものです。賛助会員は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(定義)

第 2 条 本規約において、「会員」とは、本法人が賛助会員としての入会を認めた団体を指します。

(本規約の範囲および変更)

第 3 条 本規約は、会員と本法人との間に関する一切の關係に適用します。本法人が随時会員に対して発表される諸規定は、本規約の一部を構成し、会員はこれを承認します。本法人は、会員の了承を得ることなく本規約を変更することがあり、会員はこれを承認します。これらの変更は、本法人が提供する手段を通じて随時会員に対して発表します。

(本法人の目的)

第 4 条 本法人は、歴史的建築物の保存、再生及び活用のため、その調査と保存・再生・活用計画の提案に関する事業を行い、もって伝統的建築文化の継承に寄与することを目的とします。

(入会方法)

第 5 条 本法人の趣旨を理解し賛同した者に限ります。入会希望者は本規約を精読、同意したうえで、入会申込書を本法人事務局宛に申し込み、本法人の承認を得たのち会員資格が得られます。

(年会費)

第 6 条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければなりません。また、一旦納入された会費は、いかなる理由においても返還することはできません。

(1) 団体会員 1 口 50,000 円で 1 口以上

(営業活動の禁止および制限)

第 7 条 会員は、本法人が承認した場合を除き、本法人を利用した営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用を行うことはできません。

(禁止事項)

第 8 条 会員は、本法人への入会に当たり、以下の行為をしてはならないものとします。会員がいずれかの事項に該当したと解釈した場合には、本法人は会員登録の抹消を行うことができるものとします。

1. 他の会員や本法人に対し財産権(知的所有権を含みます)の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷のその他不利益を与える行為
2. 犯罪行為を惹起するおそれがある行為
3. 本法人の運営に支障をきたすおそれのある行為
4. その他本法人が不適切と判断する行為

(守秘義務)

第 9 条 会員は、本法人への入会を通じて知り得た情報について、会員期間中及び退会後も秘密を守り、第三者に対して開示、漏洩してはなりません。

(免責事項)

第 10 条 本法人は、会員同士や会員と本法人の関係協力先、会員と第三者との間で生じた紛議には一切責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第 11 条 本法人は、本法人への入会により発生した会員の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害につき賠償する義務はないものとします。会員が本法人への入会によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用を持って解決し、本法人に損害を与えることはないものとします。また、会員が本規約およびその他諸規定等に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合には、当該会員に対して相応の損害賠償を請求することができるものとします。

(準拠法)

第 12 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第 13 条 会員と本法人との間で訴訟の必要が生じた場合は、本法人の主たる事務所を管轄する裁判所を会員と本法人の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則)

第 14 条 本規約は、平成27年10月20日から実施する。